

消防法令違反対象物の公表制度

【公表制度の背景】

平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成 25 年 2 月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、近年、不特定多数の方が利用する建物等において、多くの死傷者を伴う火災が発生しています。

これらの建物においては、消防法令に関して違反があったことが指摘されています。

こうした現状を踏まえ、建物利用者が自ら防火安全性の判断ができるようにするため、消防法令に関して重大な違反がある建物の情報を公表する制度を開始することになりました。

【公表制度の対象となる建物】

飲食店・物販店等、不特定多数の方が利用する建物

病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物

※工場・倉庫・事務所など特定の方が利用する建物は対象外

【公表制度の対象となる違反】

消防法令で義務付けられている「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」が設置されていない重大な消防法令違反

【公表方法・違反公表までの流れ】

違反対象物情報は玉野市ホームページで公表
公表は違反が是正されるまでの間継続



【公表内容】

違反建物の名称 【例：〇〇ビル】
違反建物の所在地 【例：玉野市宇野〇丁目〇番〇号】
違反の内容 【例：自動火災報知設備の未設置】